NEWS LETTER Jun 2004



気相水素還元法試験設備による性能試験

写真=山科則之氏

日本車両のPCB廃棄物処理施設設置等計画書が愛知県に提出されました。認 められれば国内初の民間によるPCB処理事業となります。地元住民とのリスク コミュニケーションが課題ですが、6月に4地区で住民説明会が開催されます。

- 原田正純・カネミ油症の35年から見えてくるもの
- 4 武田玲子・産婦人科医からみたカネミ油症
- 力ネミ油症被害者、日弁連に人権救済申し立て
- 山科則之・PCB処理の最新動向
- 日本環境安全事業株式会社・PCB廃棄物処理の実現に向けて
- ⑤ 「東京PCB廃棄物処理施設」の安全性を求めて/豊田市におけるPCB廃棄物処理事業について
- 台湾油症から見えるPCBとダイオキシン類
- 国内最新環境関連法令情報動向ヘッドライン
- № 市川定夫・発起人からひとこと
- 😰 国民会議ブックレット第3弾『知らずに使っていませんか?~家庭用品の有害物質~』

People's Association on Countermeasures of Dioxin & Endocrine Disruptors

カネミ油症の35年から見えてくるもの

1. 人類最初の経験――負の遺産

カネミ油症事件がおこったのは1968(昭和43)年であったから、もう35年になる。胎児性油症(黒い赤ちゃん)をはじめPCBなど有機塩素系化合物を直接摂取した例は人類が初めて経験した事件であった。

最初、カネミ油から1500-2000ppmの大量のPCB(ポリ塩化ビフェニール)が検出されて油症はPCB中毒と考えられてきたが、アメリカのリースブロウ博士の指摘によって再検討した結果、その主役はPCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)であること、それ以外にもCo-PCB(コプラナPCB)、PCQ(ポリ塩化クアーターフェニール)なども含まれていることが明らかになった。ベトナム戦争後の枯葉剤に含まれたダイオキシンの影響やセベソ事件などはもちろん、ゴミ焼却問題、母乳汚染の問題など世界的にダイオキシン系が注目されるようになったために世界中の注目を集めるようになった。

このような事件はおこってはいけなかったが、おこった以上はこの患者たちをきちんと追跡してその影響を明らかにしなければならなかった。その結果に基づいて的確なケアー(対策)をしていれば、まさに人類の遺産(宝)として世界的に大きな貢献ができるはずであった。とくに現在、世界中が問題になっている微量汚染の影響を明らかにするためには、登録された患者ばかりでなく同じものを摂食した家族のデータが必要であった。その大切な世界に貢献できるはずの患者たちを行政や医学は切り捨ててきた35年であったと言える。

2. 医学の失敗

カネミ油症の現在(2001-2003年)はまさに病気の デパート(何でもありという意味で)である。多彩 な自覚症状、皮膚症状と自律神経症状がとくに目立っているが基本的には全身病である。自覚症状では 関節痛、腰痛、肩痛、四肢痛など全身の痛みとめまい・立ちくらみなどが著明で、日常生活に支障が大きい。私たちは最近、その一部を調査した。その結果は次のようなものであった。

皮膚症状は一部は軽快したものの依然としてしつこく残存している。色素沈着(軽いものでは歯齦、爪に)、嚢瘍・膿瘍(傷跡も)、座瘡(にきび)、脂肪腫、毛根拡大、白斑、眼脂(目やに)、丘疹、湿疹化、乾皮症、浮腫などがみられたが、当時からすれば皮膚症状は軽快したと言うものが多かった。

対象者の93.7%が過去、現在医療機関で何らかの 病名を診断され、治療を受けている。皮膚科系はも ちろん、婦人科系が著明で子宮筋腫(含がん)、卵巣 嚢腫、流産、子宮外妊娠、乳がん、乳腺炎、子宮内 膜炎、不整出血などで手術したものも多い。その他 肺がん、胃・大腸ポリープ、声帯ポリープ、前立腺 がん・肥大、甲状腺腫・がんも多い。

内臓系としては肝障害、胆嚢炎・胆石、胃・十二 指腸潰瘍、糖尿病、膵臓炎、腎不全、腎・膀胱結石、 気管支炎(気管支喘息)心臓障害(含不整脈)、高血 圧、低血圧、貧血、多血症、脳梗塞。その他代謝系 障害として痛風、リウマチ、骨そしょう症、高コレ ステロール血症、白内障がみられた。自律神経失調 症、メニエル病、更年期障害、インポテンツ、神経 症、抑うつ症(いずれも入院精神科入院または通院) などが見られた。

1人で複数の疾病を持っているものが多く、最も 多く病名を持っていたのは45歳の女性で14の病 名と4回の流産だった。

人類初の経験であるからどこの教科書にも載って いない、未知の病気であるにもかかわらず早々と診

断基準を作ったことに医学の過ち (失敗) があった。 もちろん、初期には皮膚症状が主であったことは間 違いないが、それはその時点で明らかになった仮説 に過ぎない。仮説は現実の新しい事実によって変革 されなければならなかった。このような多彩な症状 があることは予測できなかったはずである。確かに 油症研究班は長期にわたる追跡調査を行い、決して 油症が皮膚症状だけなどとは述べていない。しかし、 血液検査を中心のいわゆるEvidence based medicine(客 観的データ重視の医学)に偏り、患者の語り(訴え: Narrative)を重視しなかったところに患者の反撥と 批判がある。油症は従来の血液化学的検査では把握 できないのが特徴である。したがって、単純な古典 的な量・反応関係が成り立たないことは十分に推定で きることである。それでも研究班は血液からいくつ かの新しい所見を見いだしているがそれが患者の救 済につながっていないところに問題がある。

3. 行政と司法の失敗

未知の病気であるからその実態は不明であったに もかかわらず、症状を皮膚症状に限定して被害を矮 小化してしまった。社会病であるからさまざまな生 活障害が派生した。油症に対する偏見、差別の大部 分は未知なるが故のものが多く、そのために患者は 油症であることを隠した。子にもそのことを話して いないものが多い。進学、就職、結婚、出産などに おける不公正を生んだ。このような状況は憲法の基 本的人権の保障に違反している。さらに事件の発生 責任をカネミ倉庫にすべてを負わせ、作業ミスに矮 小化して、製造責任や行政の食品に対する安全性確 認責任を放棄した。そのために被害者は未救済のま ま放置されてしまった。しかも、その責任放棄は3 5年間も続いている。このような責任放棄は行政の 存在理由さえ疑われているだけでなく、国際的にも わが国の行政のあり方が批判されることとなってい る。これは行政の失敗である。

さらに、1987 (昭和62) 年の最高裁での和解の際 に仮払金約27億円の始末をきちんと決着していなか ったために、1996(平成8)年に国は各患者に対し て仮払金の督促状を送りつけてきた。そのために、 すでに死亡している人の子や孫に請求がきてパニッ ク状態となり自殺者もでるという事態になった。中

には自らが油症であることを知らなかった者、隠し て結婚や就職した者などに新しい悲劇が始まった。 毒を食わされたうえに治療法も確立せず、症状に応 じた総合的医療的な対策をはじめ社会的・経済的な対 応もないまま病苦に苦しむ患者にさらに追い討ちを かけている。呉秀三(東京大学教授)は明治時代に 精神障害者の処遇に対して「この病を得たる不幸に、 この国に生まれた不幸を重ねるものなり」と言った が、まさに現在の油症患者の処遇は「病を得たる上 に不幸を重ねている」のである。まさに歴史に残る 司法と行政の失敗である。

4. 今必要なこと

遅すぎたといえ今からでも実態の調査を行うべき である。それは汚染されたと考えられる全ての家族 を含むものでなくてはならない。とくに次世代の影 響については全く未知である。患者も含むような画 期的、総合的な国家的研究班の編成も必要であろう。

現実の患者の状態からして、油症は全身病として 捉え直し、一から医学も医療も救済対策も出直さな くてはならない。その上で総合的な医療が受けられ るような対策 (窓口)、とくに婦人科対策が緊急に必 要である。

ことが重大であることから、行政の責任において 現在、無法のもとにおかれている患者たちに救済の 特別立法も考慮すべきであろう。また、仮払金問題 の政治的な決着を早急に進めないと新たな犠牲者を だす。もしそのようなことがあれば歴史に汚点を残 す。

今からでも厳密に実態を明らかにし、抜本的な救 済対策を行なうなら必ず世界に有益な情報を発信す る「負の遺産」となることは疑いない。

※参考文献

「負の遺産、胎児性水俣病とPCB胎児症」『今なぜ、 カネミ油症か』(止めよう!ダイオキシン汚染関東ネ ットワーク刊)

「胎児からのメッセージ」(実教出版)

「ダイオキシンの人体影響、ベトナム枯葉剤影響調査 から」『検証、環境ホルモン』(青木書店)

「カネミ油症は終っていない」『金と水銀』(講談社)

産婦人科医からみたカネミ油症

常任幹事·產婦人科医師 武田玲子

カネミ油症事件を産婦人科医の立場からということですが、産婦人科的な診察を数多くしているわけではないので、実体験に基づいて書けるわけではありません。私はカネミ油症事件をダイオキシンやPCBの汚染であると考えるので、その点に触れたいと思います。もちろん、世界ではじめて、ダイオキシンを食べさせられてしまった人々という意味で、カネミ油症事件を経験された方が、どういった経過をたどられるかということに学ぶことが一番大切なことです。

ダイオキシンやPCBの胎内被爆や幼少時の被爆については、脳の発達と甲状腺ホルモンの代謝に影響すること、肝臓への影響、白血球、赤血球、血小板など造血系への影響、肺機能への影響があげられます。

また、19才以下で、被害にあった男性では、その子供に女児が統計的に有意に多いということも報告されています。これらについては、前号のニュースレターの拙稿「ダイオキシンの研究は始まったばかりといってよい」に書きました。被爆当時に生まれた子供に女児が多いこともセヴェソのダイオキシン被害の際に知られています。生まれてきた子供たちがダイオキシンの影響を受けているかどうかは、これから調査するべき問題です。

生殖器への影響について注目すべきは、最近増加している子宮内膜症とダイオキシンの関係です。子宮内膜症がダイオキシンによって引き起こされるというサルの実験があります。子宮内膜症は、胎内でその芽が作られ、成長後に発症するという説があります。実際、低容量ピルに使われている半合成女性ホルモンEEを胎児期に投与したマウスの実験で子宮内膜症が形成されることが示されています。

ダイオキシンの環境ホルモン性を考慮すると胎児期または新生児期に投与されたダイオキシンによって、 生まれたあとに子宮内膜症がおこる可能性も検討しなければなりません。 また、卵巣ガン(とくに明細胞ガン)が、子宮内膜症の患者に高率に発症するという調査があります。明細胞ガンは、流産防止のために使われた環境ホルモンの代表ともいうべき合成女性ホルモンDESが胎児期に作用し、成長後に発症することが知られています。明細胞ガンは1970年代以前は非常に少ないガンだったのです。

オランダの調査で、明細胞ガンは、DESが胎児期に作用したことが否定されている人にも発症しています。明細胞ガンがDES以外の物質によってもおこりうるのです。

ダイオキシンが子宮内膜症、卵巣ガン(そのなかでも明細胞ガンといわれる組織型)の原因になるということは、まだ、立証されていませんが、ダイオキシンの環境ホルモン作用(内分泌ホルモンのかく乱や免疫系のかく乱)を考えると十分に可能性があると考えられます。

他に、月経が無かったり、月経があっても排卵しない、不妊、流産といった、卵巣の機能が十分働かないことも(特に胎児期に)ダイオキシンが作用して起こる可能性として考慮にいれなければなりません。

乳がんとダイオキシン被爆に関係があるという報告 はあります。乳がんは被爆の初期ではなく、ずっと後 になってかかり易くなっていました。ダイオキシンが 免疫力を低下させるということを考慮すると子宮頸が んの増加も考えられます。

上に述べたことはいずれもカネミの被害者の方たち の経験を伺うことで確かめることができるものです し、今までは知られていなかったこともわかってくる でしょう。そしてそれが研究の第一歩となるのです。

カネミ油症被害者、 日弁連に人権救済申し立て

カネミ油症事件の被害者とその家族ら総勢147名は 今年4月6日、日本弁護士連合会(日弁連)の人権擁 護委員会に人権救済の申し立てを行った。、同委員会 では、これまで警察官による人権侵害や子どもに対す るいじめ・虐待・体罰などについて勧告や警告が行わ れているが、化学物質による人体汚染に関する申し立 ては異例のこと。

申立書では、被害者らは(1)カネミ倉庫に対して、 すべての被害者に対して誠意ある謝罪と医療費および 生活費の支給、並びにどの医療機関でも受診ができる よう「油症手帳」を交付すること、(2) 鐘淵化学工 業(株)に対しては、道義的責任に基づき医療救済等 の支援事業を行うこと、(3) 国に対しては、これま で原因究明と対策を怠ってきたことの責任を認めて誠 意をもって謝罪するとともに、仮払金返還問題をはじ めとして恒久的な医療救済体制の整備、診療基準に基 づく認定手続きの撤廃と新たな救済制度の創設などに 取り組むことを勧告することを求めている。

苦境に立たされ続ける油症被害者

当初、14,000人近くの人々がカネミ油症事件による 被害者として保健所に届け出た。しかし、九州大学を 中心として設置された油症治療研究班の診断で、油症 として認定された被害者は1,891人にとどまった。

被害者らは、国と企業を相手取り、1969年と70年に 損害賠償請求を起こし、一陣と二陣の下級審では被害 者側が勝訴、国から約27億円の仮払いがなされたが、 国側は最高裁まで上告。87年3月の最高裁で企業との 和解が成立したが、それと同時に国への訴えを取り下 げざるを得なかった。

こうして訴訟は終結したが、油症患者の健康問題は 消して解決された訳ではなかった。被害者は、その後 も適切な治療を受けられないまま、今も全身に及ぶさ まざまな症状に苦しんでいる。しかも、その被害は次



日弁連人権擁護委員会に人権申立書を手渡すカネミ油症被害者。左 から矢野忠義さん(申立人代表)たち4人。(4月6日、川名英之さ ん写す)

世代にまで及んでいる。

さらに、追い打ちをかけるように、1997年、国から 仮払金の返還を求める調停申し立てがなされるように なり、被害者たちは病苦の上に経済的にも圧迫を受け るようになった。

「人権侵害」―カネミはまだ終わっていない

そこで本件人権救済の申し立てとなったものだが、 勧告・警告等の処置については法的強制力はない。そ れにも関わらず、今回被害者らが申し立てをしたのは、 カネミ油症事件に起因する人権侵害がいまだに続いて いることを広く世間に知ってもらうことによって、被 害者の救済をすすめたいと考えたからだ。

NGO「カネミ油症被害者支援センター」事務局長 の藤原寿和氏は、次のように話す。「今日に至っても、 被害者の基本的な人権が無視されている。カネミ油症 事件は『まだ終わっていない』ということを世間に、 国に、そして弁護士界に訴えたかった。」今回の申立 を通じ、それぞれがどう対応するのか。36年経った今、 改めて問い直されている。

PCB処理の最新動向

PCBの広域処理がようやく始まろうとしていま すが、それに反比例するようにPCB保管者等によ る自社処理の機運が停滞しています。このままのペ ースで、PCB特措法に基づく平成28年7月15日の期 限内に処理が終わるのでしょうか。PCB処理の最 新動向と課題について報告します。

1. 処理動向

PCB処理の状況を図1に示します(2000年~04年 5月現在)。日本環境安全事業株式会社(JESCO)に ついては、次の記事を参照いただくとして、ここで は、主に自社処理の状況とPCB処理全体の課題に ついて述べます。

(1) 大量保管者による処理

01年10月に東京電力による処理が始まったのを皮 切りに、北陸電力、関西電力、中部電力、東北電力 (計画)、中国電力(計画)と続いています。このう ち、東京電力と関西電力は自社で開発した処理技術、 残りは、プラントメーカー等が開発した技術により 処理を行っています。これらの企業は、全体で400万 台を超える柱上変圧器(電柱にある変圧器)を保有 しており、処理終了までには、10年以上の年月がか かる見込みです。

(2) 中規模保管者による処理

現在までに行われた処理は、主に処理技術を開発 した企業による実証試験の意味合いを含んだ処理と なっています。2000年の住友電工や荏原の処理を皮 切りに、日本曹達、三菱重工業、古河電工、東芝、 阪神溶接機材、日本製鋼所、三井造船において、処 理終了または処理中となっています。この他、PC Bを保管している大企業が、環境経営の一環として の処理を計画していましたが、広域処理の進展によ り、自社処理の機運が停滞しています。

また、PCB製造企業である三菱化学(当時:三 菱モンサント)は、在庫ならびに返却分等のPCB エコケミストリー研究会・主任研究員 「PCBをなくすために」(ウェブ) 国民会議会員 山科則之

約1,000 t を保有しており、製造物責任の一環として、 処理を計画しています(04年開始予定)。

(3) 処理事業その他

PCB関連機器を販売していた日本車両は、製造 物責任の一環として、自社並びに納入先や処理施設 を設置する半田市のPCBを処理する事を検討して います (申請中)。認められれば、国内初のPCB処 理業の設置認可となります。

この他、航空自衛隊恩納分屯基地に保管されてい るPCB汚染汚泥を処理する計画が進行しています。

2. 適正処理の懸案事項

PCBの処理は、順調に行っているのでしょうか。 主な懸案事項を挙げてみたいと思います。

(1) 処理費用

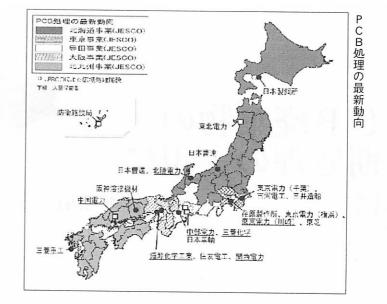
まずは、処理費用の問題です。現時点で検討され ている広域処理の処理費用は以下の通りです(一 部)。

- ○標準的な高圧コンデンサ(重量60kg):85万円
- ○標準的な高圧トランス(重量600kg):245万円

中小企業については、1/3~1/2程度の補助金が出る ようです。この料金は、広域処理事業への委託料金 ですが、自社処理や民間の処理事業についても、こ の料金がベースになると思われます。皆さん、この 料金をどのように感じますか?

東京都の委員会でのアンケート調査(平成12年) では、負担可能な1台あたりの処理料金(高圧コンデ ンサ)は、大企業で60万円以下、中小企業では10万 円以下となっており、大きな開きがあります。現在 提示されている処理料金は、化学処理を行う上では 妥当な金額かもしれません。しかし、過去に発生し た「負の遺産の処理」であることを考慮すれば、高 額な負担を嫌った保管者が、不適正処理を行う恐れ はないか、という不安がぬぐいきれません。

この他、処理施設までの運賃等の付加料金が必要



となります。例えば、福井県内の保管者は、距離的 に大阪や豊田が近いにもかかわらず、北海道までの 運賃を負担する必要があます。このように同じ保管 者でも、所在地によって処理料金に不公平感が出て きます。また、長距離の移動は、その分だけ事故等 による漏洩というリスクが伴います。そして、その リスクに対して誰が責任をとるのかという課題もあ ります。

(2) 処理技術

実際に処理が行われている中で、いくつかの課題 も見えてきました。①PCB含浸物(紙や木材・繊 維など)の処理、②大量に発生する塩やビフェニル などの副産物(産業廃棄物)の処理です。本来であ れば、PCB関連企業が、製造物責任の一環として 自社処理を行うことで、処理方法の技術レベルの向 上とコスト低減を図り、適正処理のノウハウの蓄積 した上で、規模の大きな広域処理を進めていく、と いう流れが理想的選択でした。しかし、国による広 域処理が予想以上の早さで進展した結果、自社処理 の機運が下がり、技術的に改善の余地が残ってしま ったということです。現在、課題解決のため、様々 な努力がなされていますが、当初の予定より、時間 がかかっていることは事実です。

(3) 微量 P C B 問題

本来PCBが含まれていないはずの電気機器や地 中ケーブル、シーリング剤などから、微量のPCB が検出されました。特に電気機器の場合は、絶縁油 の再生や補充時に微量のPCBが混入したと考えら れており、試算によればPCB汚染物の量が一気に 倍増する可能性があります。PCB特措法の処理計 画の根本を揺るがしかねない問題です。これらのP CB汚染物は、海外では非PCB廃棄物とされるケ ースが大半で、そのほとんどは、燃料油等としてリ

サイクルされています。現在、微量PCB問題に関 する委員会で対策の検討がされています。

3. 提言

「安全かつ安心できる処理」「確実な処理」を行う ことは、適正処理のための最低限守るべきルールで す。しかし、際限なく費用と時間をかけても、処理 が適切に行われる保障はありません。さらに補助金 を出すといっても、結局は私たちの税金からまかな われます。環境への影響と費用対効果を考慮した場 合、すべてを高額な化学処理で行う必要があるのか、 という疑問が残ります。

このような状況を打開するために、PCB廃棄物 の処理方法の選定技術として、高温焼却技術を復活 させるべきではないでしょうか。例えば、ある一定 濃度以上のPCB廃棄物を化学処理、それ以下の 「低濃度廃棄物」については、高温焼却により処理を 行う、ということを検討すべきではないでしょうか (濃度の参考例:海外でもっとも厳しい基準値は2 ppmです。この濃度であれば、何らかの形で環境中 に放出されても、排出基準や環境基準と比較して2 桁以上小さい値になる、という試算が旧厚生省の委 員会により報告されています)。もちろん、高温焼却 には、ダイオキシン類対策が十分にとられている焼 却炉を使用し、周辺環境のモニタリングや焼却残さ の管理には、十分に対応を行い、適正処理を行うこ とが大前提です。

以上、PCB処理の最新動向について報告しまし た。もちろん、環境省やJESCO、民間企業、市民団 体等を中心に適正処理のための様々な方策がとられ ています。関係者の努力に期待すると共に、我々も 関心をもって関与し続け、適正処理推進のための活 動を行っていきたいと思います。

PCB廃棄物の 早期処理の実現に 向けて

PCBを含む主な製品 安定器

日本環境安全事業(株)管理部経営企画課

PCB問題の経緯

PCB*1とは、燃えにくい、電気を通しにくいなど の性質を持つ油の一種です。また、水に極めて溶けに くく、沸点が高いなどの物理的な性質を有しており、 熱により分解しにくく、化学的に安定した性質をもっ ています。そうした性質を利用し、便利なものとして、 工場やビル、電車等の電気を上手に使うためのトラン ス・コンデンサ用の絶縁油、熱媒体 (触媒油)、潤滑 油、感圧複写紙などに使用されました。*2現在は、新 たな製造が禁止されています。

それでは、便利な筈の物質が、なぜ問題になってい るのでしょうか。PCBは人や動物にとって有害なの で、製造中止*3となったのですが、使い終わったもの を安全に処理できるところがないので、これまでずっ と保管されたままとなっていたのです。*4

そこで、わが国では平成13年に「ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が 制定され、PCB廃棄物を保管する事業者に平成28年 7月15日までに処分することが義務付けられました。 *5また、保管状況等の毎年度の届出を義務化し、国は PCB廃棄物の処理基本計画を策定、そして都道府県 は国の基本計画に則して、それぞれのPCB廃棄物処 理計画を策定することとされました。このような安 全・確実な早期処理を実現する受け皿として、「日本 環境安全事業株式会社」を活用した仕組みが作られた のです。

日本環境安全事業株式会社における取組み

日本環境安全事業株式会社は、法律*6に基づき国の 全額出資により平成16年4月1日に設立された特殊会 社です。今後、国の指導のもと、全国5箇所*7におい て、PCB廃棄物の広域的な処理を設置し、保管事業 者から委託を受けて処理を行います。施設整備にあた っては、国の補助金を導入する一方、中小企業者の保 管する高圧トランス・高圧コンデンサ等の処理費用の 一部を「PCB廃棄物処理基金」*8から充当し、中小 企業者の処理費用の負担軽減を図ります。

また、当社においては、安全性・確実性が確認され た処理方式を採用し*9、その方法に応じた環境・安全 対策を講じた施設を整備し、積極的に情報を公開しな がら処理事業を行います。特に、処理施設周辺の住民 の方々等に対し、事業の安全性、信頼性に対する理解 を深めていただくため、処理計画、処理の状況、施設 の維持管理の状況等について、処理施設の公開等によ り積極的に情報公開を行います。

事業の詳細につきましては、当社ホームページ http://www.jesconet.co.jpに随時、最新の事業進捗状況を 記載しておりますので、ご覧いただけると幸いです。 日本環境安全事業株式会社では、国民の皆様が安心し て暮らせる環境の保全と創造に全力を尽くしてまいり ます。

PCB=ポリ塩化ビフェニル、Polychlorinated biphenyls。

*2 トランス(変圧器)は、工場やビルなどで、送られてきた電 気の電圧を変える装置であり、コンデンサ(蓄電器)は、電気を 一時的に蓄える、電圧を調整するなどの役割を果たす装置で、こ れらは中小零細事業者を含む様々な業種で使われています。また、 昭和47年8月以前に製造された業務用・施設用蛍光灯などに用い られた安定器の中には、PCBが入っているものもあります。なお、 家庭用の蛍光灯には使われていません。

*3 PCB廃棄物は食物連鎖などで生物の体内に濃縮されやすいこ と、また、環境中で分解されにくく長距離を移動して、地球規模 での汚染を引き起こすことが報告されています(イヌイットの 人々、アザラシ、クジラ等への蓄積が指摘されています)。

*4 適切に処理するまでは、①容易に立ち入れぬよう、囲いのあ る場所で保管、表示をする、②日除け、雨除け、コンクリート床 や防油提を設ける、③PCB廃棄物本体にも表示をする、④万一の漏 れに備え、オイルパン (油の受け皿) を敷く、⑤漏れの心配な容 器は二重化する等の適正な保管が必要です。

*5 PCBを使用した製品を見つけた場合は、自らただちに都道府 県又は保健所設置市の廃棄物対策窓口に保管状況報告等を届ける 必要があります。なお、トランス、コンデンサ、安定器等の機器 にPCBが含まれているかどうかは、銘板に載っている型式や製造年 月日をもとに各メーカーに問い合わせる必要があります。

*6 「日本環境安全事業株式会社法」に基づき 旧「環境事業団」 のPCB廃棄物処理事業を主な業務として承継する形で、設立されま した。緊急の課題であるPCB廃棄物処理を行う、国の唯一の機関で す。

北九州 (鳥取県~沖縄県の17県が処理対象)、豊田 (岐阜県 *7 ~三重県の4県が処理対象)、東京(1都3県が処理対象)、大阪 (滋賀県~和歌山県の2府4県が処理対象)、北海道(北海道~長 野県の1道15県が処理対象)の5箇所です。

*8 同基金は、当社ではなく、別の組織である「独立行政法人 環境再生保全機構」に設置されています。

*9 専門家による「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員 会」の検討、助言、指導及び評価を得つつ、確実かつ適正な処理 を推進します。

「東京PCB廃棄物処理施設」の安全性を求めて

渡辺洋子 江東区

北九州・豊田・大阪・室蘭市では、PCB処理事業 監視委員会等がすでに設置されている。しかし、東京 事業だけがなぜか事業者である日本環境安全事業(株) が監視委員会を設置することになっている。それも、 操業後にである。監視される立場の事業者が設置する 監視委員会など前代未聞である。もっとも、東京都の 予定では名称も環境安全委員会 (仮称) の設置となっ ていて、監視という概念はないようだ。操業後の設置 では何が起こるかわからない試運転も闇の中となり、 情報操作、また不都合なことも公開されない可能性も あり東京事業の安全性は確保されるのかと大変不安に 思っている。

東京事業の処理方式である水熱酸化分解(三菱重工 業)について、安全面で様々な不安がある。MHI化 洗法についても、「処理技術検討・評価委員会」で評 価された内容と実際の東京事業では大幅に変更があり 疑惑を感じる。しかし、東京都が実施する環境アセス

メント制度は、PCB無害化処理技術が安全であるこ とを前提としたアセスメントであるから、何ら問題に なることもなく5月には評価書の公示・縦覧も終わった。 東京事業は大阪事業に比べ施設整備費が100億円近く も安く効率性がいいとのこと。しかし施設周辺住民に とっては、技術の確実性や安全性は二の次で一番安い 事業者を選定したのではないかと何とも言い切れない 不安を感じる。

PCBの無害化処理の必要性は十分に認識できる が、それはあくまでも安全な処理技術であることが大 前提である。万が一にも経費削減のために安全面を軽 視してもらっては困る。今後、PCB廃棄物の収集・ 運搬等さまざまな問題もでてくるであろう。情報公開、 安全性の検証等、安全な事業が行われるための住民参 加の協議機関なり監視委員会を早急に設置してほしい と思う。(http://homepage2.nifty.com/koshinet/sub/pcb/tokyo-pcb.htm)

豊田市におけるPCB廃棄物処理事業について

市政改革とよた市民の会副代表 小笠原輝美

豊田市は、平成14年10月に環境省に対しPCB廃 棄物処理施設の受け入れを表明しました。この処理 施設は平成17年9月に稼動する予定であり、今後10 年間にわたって、愛知・岐阜・三重・静岡の4県の PCB廃棄物を処理することになります。

処理施設は東名高速道路、豊田インターチェンジ にほど近い工業地域の中に位置しますが、周りには 住宅が広がり、交通量の多い幹線道路が何本も走っ ています。なぜこのような環境の中に大量のPCB 廃棄物を受け入れる処理施設が造られることになっ たのか、また、収集運搬の危険性など広域処理その もの是非、市民合意がなされないまま市の受け入れ 表明が行われたことなどについて、私たちは市民の 立場から異議を申立て、意見表明を行ってきました。 市の受け入れ決定後、施設周辺の関係自治区住民

に対し、各地域で1回ずつ、環境事業団 (現・日本 環境安全事業株式会社)が説明会を行ないました。 私たちは、処理施設の情報が住民に十分に伝わらな いまま計画が進んでしまうのではないかという危機 感から、再度の説明会開催を求めるとともに、施設 周辺で処理事業計画についての問題点を訴えたビラ を各戸配布しました。

豊田市は昨年10月に、関係自治区代表者、公募市 民、学識経験者らで構成する豊田市PCB処理安全 監視委員会を設置しました。現在私たちは、この委 員会の傍聴をするとともに、公開質問状で市及び環 境事業団に対し、処理事業について不明な点を市民 に明らかにするよう求める活動を行っています。今 後も、市民の立場から事業に対する監視を続けてい きたいと考えています。

台湾油症から見えるPCBとダイオキシン類

坂下栄さん(カネミ油症被害支援センター、医学博士)から聞く



台湾油症。1979年にPCBの混入したライスオイ ルを摂取し、約2000人にカネミ油症と同じような症 状があらわれる事件が発生した。カネミ油症被害者 支援センターは、日本と台湾で油症被害の調査研究 を続けてきた。

「日本でも台湾でもみなとにかく全身病です」。調 査の結果からセンター運営委員の坂下栄さんはこう 述べる。日本と台湾で起こった2つの油症から、私 たちは何を学んでいくべきなのか。坂下さんからお 話を伺った。

―台湾油症やカネミ油症の被害実態を教えてくだ さい。

「油症患者は、事件後数十年経った今でも様々な 疾病を抱えています。カネミ油症被害者支援センタ ーでは台湾と日本の両方で調査を行い、2004年に報 告しました。そこからわかったことは、台湾でも日 本でも被害の状況は似通っているということ、その どちらも全身病に苦しんでいるということです。生 殖器関連は勿論のこと、あらゆる器官・系統に病気 が表れており、一人で複数の病気を抱えています。 ほとんどの人が頭痛やめまいなどの不定愁訴を訴え ています。特に男性は骨折が多く、前立腺がんにな る比率が高く、女性では子宮ガンや甲状腺ガン・肥 大が目立っています。さらに、これからは胎児性被 害が明らかにされるべきでしょう」

――日本では最近、カネミ油症事件に対する人権救 済申し立てがありました。台湾では被害の研究や支 援活動はどれくらい進んでいますか?

「研究に関しては、台湾の研究者は政府から多額 の研究費をもらっています。しかし、被害者からは、 研究成果が還元されることは無かったとの訴えです。 これは日本と同様です。支援活動に関しては、台湾 には被害者を支援する団体がありませんでした。し かし、状況は少しずつ改善してきています。私たち の呼びかけで、2003年10月に初めて台湾の被害者、 油症研究者、一般生活者との直接の交流が実現し、 2004年2月の日台環境フォーラムでは初めてカネミ 油症のセッションが持たれました。当時の台湾は、 蒋介石の政治的支配下にあって、市民が政治的運動 を起こし得ない状況にありましたが、最近になって 台湾にも支援団体ができる芽が見えてきました」

―日本と台湾とを比較研究する目的は何ですか?

「全身病の実態を浮き彫りにすることです。胎児 への影響についても、さらに調査数を増やし、明ら かにしたいものです。今、世界中の人がダイオキシ ン類を微量摂取しています。日本と台湾の2つの事 件は、食べることで直接にPCB・ダイオキシン類 を摂取しました。もちろん大量摂取と微量摂取では 症状は異なりますが、大量摂取は長期微量摂取のひ とつのメルクマールになると私は考えています」 一今後の活動について教えてください。

「調査研究に関しては、日本で再度の聞き取り調 査を行い、台湾でも調査協力者を増やして、データ の精度を高めたいと考えています。その結果、全身 病の実態がより明らかになるでしょう。従来認定基 準とされてきたのは、塩素ざ瘡など極少数の項目で したが、全身病であればこの基準は不適切です。そ の点をカネミ油症研究班に診断基準の再考を促した いと考えています。それが被害者の救済、未認定患 者の認定、化学物質の大量使用社会への警告に生か されることになるでしょう」

―ありがとうございました。

国内最新環境関連法令情報動向ヘッドライン

今回は第159回国会(常会、2004年1月19日~6月16 日) に提出された環境・公共事業関連法案の動きを中心 にお知らせします。(2004年5月13日現在、各省庁及び 衆議院ホームページより広報委員会まとめ。[新] は新 法、☆は成立)

■環境省関連

☆廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する 法律案(閣法71号)

- ・主な提出理由:硫酸ピッチなどの廃棄物の不法投棄の 解決を図るための国の役割の強化や、廃棄物処理施設の 事故時の応急措置、不法投棄の撲滅を図るための罰則強 化などを行う。
- ・審議状況等:→3月2日衆議院に提出→4月1日本会 議で可決・参議院に提出→4月21日参議院本会議で可 決・成立→4月28日公布

☆海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を 改正する法律案(環境省提出分・閣法119号)

- ・主な提出理由:廃棄物の船舶からの海洋投入処分を許 可制とするとともに、廃棄物の海域における焼却を禁止
- ・審議状況等:3月10日衆議院に提出→4月13日本会議 で可決→参議院に提出→5月12日本会議で可決・成立
- [新] 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律案(閣法125号)
- ・主な提出理由:海外から我が国に導入された一部の生 物が生態系や人命、農産物に深刻な被害や、そのおそれ を生じさせているため、当該外来生物による生態系等に 係る被害を防止するため、特別な場合を除いてその飼養、 栽培、保管又は運搬、輸入その他の取り扱いを禁止する とともに、国等による防除等の措置を講ずる。
- ・審議状況等:3月10日参議院に提出→4月16日本会議 で可決・衆議院へ提出・審議中
- [新] 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の 環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(閣法 121号)
- ・主な提出理由:環境報告書等による環境情報の開示を 進めるとともに、その情報が社会全体として積極的に活 用されるよう促す。
- ・審議状況等: 3月10日衆議院に提出・審議中

- ○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法120号)
- ・主な提出理由:浮遊粒子状物質(SPM)及び光化学 オキシダントによる大気汚染の防止を図るため、これら の原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の 工場や事業場からの排出を抑制する。
- ・審議状況等:3月10日衆議院に提出→4月22日衆議院 本会議で可決・参議院に提出・審議中

■国土交通省関連

- [新] 景観法案(閣法38号)
- ○景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法39号)
- ・審議状況等:→2月12日衆議院に提出・審議中
- ○都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(号)
- ・審議状況等: 2月12日衆議院に提出・審議中 ☆海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を 改正する法律案(国土交通省提出分・閣法54号)
- ・主な提出理由:船舶からの大気汚染等の防止を図るた めのMARPOL条約の改正議定書が2005年早々に発効 する見込みであるため、同議定書の内容を国内で担保し、 船舶用原動機からの窒素酸化物の放出規制、船舶に使用 される燃料油に関する規制等を行う。
- ・審議状況等: 2月24日衆議院に提出→4月1日衆議院 本会議で可決・参議院に提出→4月14日参議院本会議で 可決・成立→4月21日公布
- ○油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(閣法55 묵)
- ・審議状況等:海洋汚染及び海上災害の防止に関する法 律改正法案に同じ。

■文部科学省関連

- ○文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法87号)
- ・審議状況等: 3月5日衆議院に提出→4月5日文部科 学委員会に付託

■農林水産省関連

☆植物防疫法の一部を改正する法律案 (閣法25号)

- ・主な提出理由:病害虫防除所の職員に要する経費等を 国から都道府県への交付金の対象外とする。
- ・審議状況等: 2月6日衆議院に提出→3月18日本会議 で可決・参議院に提出→3月31日参議院本会議で可決・ 成立・公布

発起人からひとこと



埼玉大学名誉教授 市川定夫さん

> 国民会議の発足にあたり発起人になってく ださった方々からメッセージを寄せていただ いています。今回は、埼玉大学名誉教授の市 川定夫さんにご寄稿いただきました。

私は、京都大学農学部4年から大学院農学研 究科を通じて、ムギ類を実験材料とした放射線 遺伝学の研究を続けて博士号を取得したあと、 1965年から米国ブルックヘブン国立研究所 (BNL) 研究員として放射線影響の研究に没頭 していた過程で、ムラサキツユクサの雄蕊の毛 という実に優れた希有の実験材料に遭遇した。 花弁と雄蕊毛を青色にする優性遺伝子とピンク 色にする劣性遺伝子を1つずつもつヘテロ株 が、遺伝的影響を高い精度で検出しうるという 他の生物にはない優れた特徴をもつことを確認 したのである。

ムラサキツユクサの花には6本の雄蕊があ り、各雄蕊には約60~80本の毛があって、それ ぞれの毛が1列に並んだ平均25~30細胞で構成 されているから、1つの花で6×(60~80)× (25~30) =9,000~14,400もの雄蕊毛細胞を実 体顕微鏡で20倍の拡大率で容易に観察でき、 100個の花なら90~144万もの雄蕊毛細胞が観察 可能なのである。青/ピンクのヘテロ株では、 通常は優性の青色の雄蕊毛であるが、その優性 遺伝子が放射線で損傷を受けた雄蕊毛細胞だけ は、劣性遺伝子が働いてピンク色になる。つま り、特定の優性遺伝子の損傷 (突然変異) 頻度 を精度高く知りうるのである。ムラサキツユク サは、株分けにより遺伝子型が同一の植物をた やすく増やせるから、そうしたものを株(クロ ーン)と呼ぶ。

間もなくBNL02株の雄蕊毛を用いて、許容線 量の20分の1までエックス線の線量を下げて も、線量と突然変異頻度が比例関係を保つこと

が実験的に証明された。一定量以下の放射線は 「安全」としていたそれまでの「しきい値」説 に、強い疑問を投げかけたのである。しかしな がら、米国原子力委 (AEC) が公表を禁止した ため、5年間も論文発表が不可能となった。私 たちの研究グループは、そのころ米国航空宇宙 局 (NASA) の生物衛星実験にも参加していた が、無重力が細胞分裂の方向性を乱したため、 ムラサキツユクサの雄蕊毛細胞が1列に並ばな かったという重要な実験結果も、人類初の月面 着陸と「無事帰還確認」まで、NASAによりや はり公表を約2年間禁止された。

これら2つの公表禁止を直接経験した私は、 月給がほぼ10分の1に、研究費もそれ以下に大 幅に減少することを知りつつも、京都大学から 誘いがあった助手ポストに就任するために帰国 を決断した。そして、新しく見つけた青/ピン ク・ヘテロのKU7株とKU9株のムラサキツユ クサを用いて、茨城県常陸大宮にある農林省放 射線育種場のガンマフィールドでの微量放射線 の遺伝的影響調査に、また1から実験を始める ことになった。しかし、新しい両株も優れた材 料で、BNLでの実験には及ばないものの、許容 線量の7分の1までガンマ線やその散乱放射線 (ガンマ線よりも低エネルギーで生物効果は大) の線量を下げても、やはりガンマ線や散乱放射 線の線量に比較して突然変異が起こることを再 び証明することに成功し、1971年に英文の論文 を専門誌に発表した。続く1972、73年にも追加 データを発表し続け、米国AECも、公表禁止と していた上述の論文発表を1972年に入ってから

認めた。

ムラサキツユクサ雄蕊毛を用いての突然変異 誘発など放射線影響に関する研究は、エックス 線やガンマ線という電磁放射線だけでなく、粒 子線の速中性子(東海村JCO事故で放出された 貫通力が極めて強いものと同じ)、熱中性子 (原子炉内で生じる運動エネルギーがごく小さ く、さまざまな原子核に捕獲されてそれらを放 射性核種に)、アルファ線(ヘリウムの原子核)、 陽子、ベータ線(電子)についても行い、電磁放 射線よりもはるかに強力な生物効果をもつもの が大部分のこれら粒子線についても、やはり線 量と比例する突然変異頻度など、他の実験生物 では入手困難な知見を得ることができた。

その後、液状の化学物質によるムラサキツユ クサの花序(茎の先端に形成される50以上のつ ぼみの集まりで、個々のつぼみはほぼ1日ずつ 発達段階が異なるため、1つの花序から1つ、 ときに2つの花が50日前後毎日開花し続ける) の処理法を開発した私は、埼玉大学理学部に転 任後、学生たちとアルキル化剤(分子の一部を メチル化やエチル化する)、農薬類、食品添加 物などさまざまな人工化合物による突然変異誘 発実験を繰り返した。その結果、人工化合物に は、遺伝子DNAや染色体に対して特有の作用 機構をもつものもあるが、共通の作用機構や部 分的に共通の作用機構をもつものがかなりあ り、さらに放射線とも共通ないし部分的に共通 の作用機構をもっているものが少なくないと予 測された。

したがって、こうした突然変異を起こす異な る変異原間で相乗効果が起こる可能性は十分に 想定されたが、ムラサキツユクサの利点を最大 限に生かすことが可能な実験装置の新たな開発 なしには、相乗効果により高まるであろう突然 変異頻度と、複数の変異原の各単品処理により 得られる各突然変異頻度の和との間での統計学 的有意差の検出に必要な、十分な観察雄蕊毛細 胞数を確保できない可能性が高いと考えられ た。数値的な差異が一見かなりあっても、サン プル数が膨大でないと統計学的有意差ありと結 論できない場合が多々あるからである。私がそ れまで実験を行っていたのは、一定の環境条件 に制御された植物培養室に設置した 2 台の中型 グロースチェンバー内であり、環境条件が2重 に制御されていたから、常に安定した実験結果 が得られていたが、鉢植え植物では、収容可能 な鉢数の制限で相乗効果の研究に必要な数の花 を毎朝採取することは困難であった。

私が考案したのは、草丈が低く、分けつが旺 盛で、伸長している茎の最下部の節から新しい 茎となる若いシュート(芽)が次々と形成され るBNL4430株という青/ピンク・ヘテロ株を新 しい実験植物とし、この若いシュート自体の根 が形成された後に根付きシュートとして丁寧に 剥がし取り、これを短期間で成長させ、花序が 形成されたら実験材料として用いるという新し い方法であった。このため、実験用の培養液循 環環境制御栽培装置と、若い根付きシュート短 期育成用の簡易型培養液循環育成装置を私が設 計し、業者に注文製作させた。前者は上述の植 物培養室内に設置して2重の環境制御を確保 し、後者は1990年に新築された博士後期課程研 究棟の新しい環境制御装置内に設置した。

こうした新しいシステムを確立した私は、そ れまで最も困難視されていた相乗効果を実験的 に証明する研究に着手した。 卒研生 2 名が私と ともに予備実験に成功したあと、研究生から博 士号取得まで6年間研究を続けた2名(内中国 人1)と、2年弱研究生として在籍した中国・ 新彊ウイグル自治区からの1名が本格的実験を 行った。その結果、6つのアルキル化剤とエッ クス線間、異なるアルキル化剤間、4つのプロ ミュータジェン(細菌では無害であるが、高等 な生物では体内で過酸化酵素により変異原に変 わる)とエックス線間で、いずれも統計学的に 明白な相乗効果が起こることが実験的に証明さ れたのである。

ダイオキシンや環境ホルモンの大半が変異原 性も合わせもつ事実から、こうした相乗効果の 証明は、環境ホルモン作用についても、単品ご との試験に基づく規制では不十分である可能性 を強く示唆している。

今夏発行予定! 国民会議ブックレット第3弾

『知らずに使っていませんか? ~家庭用品の有害物質~』(仮題)

合成洗剤、洗浄剤、脱臭剤、化粧品、フッ素 加工製品、難燃剤、農薬、殺虫剤……。

私達が日常使っている身の回りの家庭用品に は、実は様々な有害化学物質が含まれています。 日頃みなさんは、その危険性をよく理解しない で家庭用品を使っていませんか? また、危な いと言われてもなぜ危険か良くわからない、ど うすれば危険を回避できるのかわからない、そ んな人が多いのではないでしょうか。家庭用品 の成分表示を見ても、知らないカタカナの名前 がたくさん並んでいて、どの物質がどのような 毒性を持っているのかは、専門知識がないとな かなかわかりません。残念なことに、家庭用品 の中の化学物質について、情報が十分に提供さ れているとは言えない状況です。

最近では化学物質過敏症やアトピー性皮膚炎 など、化学物質が原因と考えられる健康被害が 大きな問題になっています。有害化学物質にさ らされるひとつの経路として注意しなければな らないのが、家庭用品の使用なのです。化学物 質による健康障害のリスクを減らし、健康で安

全な生活を送るためには、家庭用品に含まれる 有害化学物質の正しい知識と情報を得ることが まず必要です。

国民会議は、家庭用品に使われている化学物 質の知識と情報をより多くの人に知ってもらう ために、『知らずに使っていませんか?~家庭用 品の有害物質』というブックレットを発行する ことにしました。

このブックレットでは、家庭用品に使用され ている有害化学物質とその危険性について、専 門知識のない人でもわかるように説明しました。 具体的には、合成洗剤や化粧品など、家庭内で 毎日当たり前のように使っている製品に、どの ような化学物質が含まれているのかを製品別に 表にまとめ、さらにその物質が、人体や環境に どのような悪影響を与える可能性があるのかと いう毒性について解説してあります。その表を 見れば、どの化学物質がどんな毒性を持ってい るかがひとめで分かるようにしてあります。そ の中には、皮膚障害やアレルギーを引き起こす ものだけでなく、発がん物質もかなり多く含ま



洗剤とゴミで汚れた川

れているのをお分かりいただけるでしょう。家 庭用品の主要メーカーから具体的な商品をピッ クアップして例示したので、化学物質の危険性 と家庭用品とのつながりをイメージしていただ きやすいと思います。

また、化学物質とうまくつきあっていくには、 自分達が日頃から自主的に注意することはもち ろん、政府による規制が重要な役割を果たして います。そこで、ブックレットでは化学物質に 関する日本の制度や法律、さらには海外での先 進的な取り組みについても紹介しました。有害 化学物質を減少させる制度や法律と私たちの生 活との関わりを知っていただくとともに、これ からの化学物質規制のあるべき姿について考え ていただきたいと思います。

さらに、私達が家人や環境にやさしい商品を 選ぶには、庭用品を購入する際に成分表示やラ ベルをよくチェックしなければなりません。ブ ックレットではこのような成分表示や環境ラベ ルについても取り上げました。それでも化学物 質が原因と思われるような健康被害が起こって しまったときのために、各種相談窓口も紹介し ました。

確かに化学物質を一切使わないような生活を するのは、簡単なことではありません。しかし、 家庭用品に含まれている化学物質の知識と情報 をきちんと持っていれば、有害なものを避けて 化学物質を極力使わないようにすることは可能 です。

国民会議は、これまで2冊のブックレット『化 学汚染から子どもを守る』『食品のダイオキシン 汚染 -ダイオキシンから身を守るために』を 発行してきました。その第3弾となる『知らずに 使っていませんか?~家庭用品の有害物質~』 は、今夏頃に皆様のお手元にお届けできる予定 です。

先の2作も含めて、購入を希望される方など、 ブックレットに関するお問い合わせは、国民会 議事務局までお気軽にご連絡下さい。

食品チームが動き出しました 森脇 靖子

PCB、DDT、水銀、カドミウム、鉛などの環境 ホルモンの人体汚染そして野生生物汚染は、以前 から注目されてきました。しかも、臍体や母乳か らも検出されていながら、こうした環境ホルモン を体内に運び込む食品の汚染実態については、ダ イオキシン同様、私たち市民に詳しく説明されて きませんでした。近年、PCB、水銀などの胎児 毒性などが科学的に解明されつつあります。次世 代の子供たちの健康を守るためには、こうした化 学物質の食品汚染を知ることが不可欠です。そこ で、今回、ダイオキシンの食品汚染に続いて、環 境ホルモンの食品汚染に取組むことにしました。

この問題に関心がある方、食品チームに加わり 一緒に調べてみませんか。参加をお待ちしていま す。

予防原則プロジェクトチームにご参加下さい

いま、環境・食品の分野で「予防原則」が注目 を集めています。過去の公害事件では、対策の遅 れから数多くの犠牲を生んでしまいました。その 教訓から、たとえ科学的に不確実であっても、被 害を予防するための措置をとるべきであるとの考 え方を、環境政策の基本に据えようという国際的 な動きが高まっています。

EUでは既にガイドラインが定められていま す。日本でも環境省が検討会を始めました。国民 会議でも、プロジェクトチームを設けて、調査研 究を行い、その結果をブックレットにまとめ、さ らに国内法制度への導入・適用に関する政策提言 を行いたいと考えています。ご関心のある方、勉 強してみようという方はふるってご参加くださ い! (お申込は事務局まで)

第1回公開学習会を下記のとおり開催します (どなたでも参加できます)。

◇日 時:6月23日(水)午後6時30分~8時30分

◇場 所:弁護士会館(霞ヶ関)1003会議室

◇講 師:大竹千代子さん(「化学物質と予防原

則を考える会」代表)

◇テーマ:予防原則とは何か



○初めまして

会員のみなさま、こんにち は!

初めまして、4月より事務 局を担当させて頂いておりま す、嶋田健一と申します。こ の場をお借りして皆様に申し 上げたいのは、法律や化学の 専門知識が少ない会員の皆様 (私もそうですが) にも、どん どん学習会やボランティア等



の活動に参加して頂き、恥ずかしがらずにみんなで勉強して、地球やこども達 のために行動していきましょう! ということです。ひとりひとりの行動は小 さいものですが、力を合わせれば未来を変えるひとつの大きな流れとなります。 ニュースレターを読むだけでなく、今できることから始めてみませんか?

もしボランティア(事務局のお手伝い)をして頂ける方がいらっしゃいまし たら、ぜひ事務局(03-5368-2735)へご連絡ください。定期的でなくても、 まったく構いません。国民会議の事務局がどんなところなのか実際に見て頂い て、一緒に作業(作業自体はあまり面白くないかもしれませんが…)をしなが ら、みなさんのご意見や、ちょっとしたアイディアをお聞かせ頂けると嬉しい です。

ところで、前号でお知らせしましたとおり、事務局が四ッ谷に移転致しまし た。(写真は私と事務所の様子です。)事務局の営業時間も変更になりましたの で、お知らせ致します。月・火・水・金の9~15時となります。

ご質問やご意見は、お電話、ファックス、またはメールにてお気軽にどう ぞ!

◎活動報告(04/04~04/05)

4月8日 常任幹事会開催

4月30日 家庭用品プロジェクト開催 5月1日 家庭用品プロジェクト開催 5月2日 家庭用品プロジェクト開催 5月8日 中下事務局長、橘高常任幹 事「有害物質削減ネットワーク」(Tウ オッチ) NPO法人設立総会出席 5月12日 中下事務局長「社民党(福 島委員長)との意見交換会」出席 5月12日 (新) 食品チーム準備会開

5月13日 常任幹事会開催

5月21日 中下事務局長、森脇常任幹 事「民主党マニフェスト見直しに関す る意見交換会」出席(市民がつくる政 策調査会主催)

5月28日 ダイオキシン・環境ホルモ ン学習会開催

6月1日 中下事務局長、朝日新聞取

編集後記 広報委員会委員長 佐和洋亮

◆「リスト」の廃止

6月2日付一部の朝刊紙に、「環境 省、環境ホルモン『67物質リスト』 廃止」という記事が載った。

96年の『奪われし未来』以後、 世界中に広まった環境ホルモンの脅 威に対応して、環境省(当時庁)は、 「SPEED98」(環境ホルモン戦 略計画)という調査研究プロジェク トにより、内分泌撹乱作用をもつと 疑われる化学物質67品目を掲げ、 その物質につき、環境中の濃度・リ スク等の評価作業に取りかかった。

今回の新聞報道によれば、 「この67物質のリストを廃止し、改 めて約1000の化学物質から洗い直 す方針を決めた。……第三者機関に

よって随時、物質を選んで試験して

いく仕組みにする考えだ。

–方、化学工業界は「リストに載 った物質は根拠のないまま『悪者』 にされ、風評被害を招いた」などと 批判。……」

環境省に問い合わせをしたとこ ろ、第三者機関はまだ出来ておらず、 選定委員会をつくり、来年度から試 験をする必要のある物質を随時選ん でいく仕組みにしたい、ということ であった。

このリストの廃止には、次のよう な問題があると思う。

1)67物質のリストは廃止され、 改めて1000の物質のリストが公表 される訳ではないのだから、リスト の廃止という結果が残り、結局、化 学工業界の要望に添った結果となる のではないか。

2)約1000の化学物質を、順次 選定して試験をしていくというが、 67物質についてさえ6年かかって、 まだ10物質の検査が残されている という状況をみるとき、果たして早 期に集中してそのような検査体制が 取れるのか。

3) 当国民会議も、97年の「第 こ次提言」において、NGOや市民 代表を加えた第三者機関の設置を求 めているが、第三者機関が業界団体 に偏った構成にならないか、等。

我が国の食・生活環境の変化の中 で、検証は一刻の猶予もできない状 況だと思う。

ダイオキシン・環境ホルモン対策 提言と実行 国民会議 ニュースレター 第29号 2004年6月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 事務局

T160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735 FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト (有総合工房キャップ

*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。